公　告

諸　事　項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６５号
福岡県久留米市東櫛原町771番地１　第２村田ハイツ204号
破産者　宮崎　洋邦
１　決定年月日　平成28年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９６８号
北海道苫小牧市沼ノ端中央５丁目２番42号　レインボーハウスＪＯＹ105号
破産者　北井　　聡
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０７８号
札幌市清田区清田２条２丁目２番12号　サンホームマンションＮｏ．17―201号
破産者　若林　龍義
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１２号
札幌市豊平区月寒東３条５丁目３番３号
破産者　岡本　真弓
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３４６号
札幌市手稲区前田８条８丁目４番20号
破産者　越野　慶治
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０号
群馬県沼田市奈良町683番地１
破産者　諸田　美穂
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
神奈川県横須賀市佐原５丁目10番３―305号
破産者　檜垣　光子
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第８１号
神奈川県横須賀市衣笠町12番１号
破産者　石原　靖治
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４７１号
静岡県島田市阪本127番地の３
破産者　大石　豊浩
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
千葉県松戸市小金原８丁目23番地の９　レオパレスカームヒルズ108号
破産者　松原由紀美
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７１号
岐阜県恵那市岩村町1618番地２、従前の住所　名古屋市中川区九重町10番25号　クレフラスト黄金Ｂ棟202
破産者　齋藤　秀樹
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０１号
広島市中区西白島町16番30―801号
破産者　末永　和恵
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１７号
熊本市北区高平１丁目35番10号
破産者　岡本勇一郎
１　決定年月日　平成28年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６３号
相模原市中央区光が丘３丁目９番７－８号
破産者　大谷　直哉
１　決定年月日　平成28年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２５８号
静岡県駿東郡長泉町竹原392　サザンカルナ103号、住民票上の住所埼玉県春日部市豊町１丁目25番地２　メゾンドブラン金子106号
破産者　鍬原　克己
１　決定年月日　平成28年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
静岡県伊東市岡408番地の２　今野荘201号
破産者　坂本　紀子
１　決定年月日　平成28年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９１１号
京都府南丹市園部町木崎町正尺18番地
破産者　中川　圭一
１　決定年月日　平成28年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
京都府南丹市園部町竹井畦田27番地
破産者　小寺　康久
１　決定年月日　平成28年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
京都市伏見区醍醐新町裏町12番地　レオ・中臣113、前住所京都市伏見区醍醐京道町１番地の16
破産者　神代　　明
１　決定年月日　平成28年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９７号
京都府八幡市男山美桜５番地24　梅谷ハイツ101
破産者　木村　　朗（旧姓中村）
１　決定年月日　平成28年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係